

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号
及び会社法施行規則第190条に定める書面)

2023年7月3日

株式会社アドウェイズ

UNICORN株式会社

株式会社インフルエンサーインベストメントホールディングス

2023年7月3日

株式交換に関する事後開示書類

東京都新宿区西新宿五丁目1番1号
株式会社アドウェイズ
代表取締役 山田 翔

東京都新宿区西新宿五丁目1番1号
UNICORN株式会社
代表取締役 山田 翔

東京都新宿区西新宿五丁目1番1号
株式会社インフルエンサーインベストメントホールディングス
代表取締役 西岡 明彦

株式会社アドウェイズ（以下「アドウェイズ」という。）とUNICORN株式会社（以下「UNICORN」という。）及び株式会社インフルエンサーインベストメントホールディングス（以下「IIHD」という。）は、2023年5月31日付で、アドウェイズとUNICORN間並びにアドウェイズとIIHD間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）に基づき、2023年7月3日を効力発生日として、アドウェイズを株式交換完全親会社、UNICORN及びIIHDを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2023年7月3日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第 784 条の2（本株式交換の差止請求）の規定による手続の経過
本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過

株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

- (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

- (4) 会社法第789条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

- (1) 会社法第796条の2（本株式交換の差止請求）の規定による手続の経過

アドウェイズは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第796条の2の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

- (2) 会社法第797条（株式買取請求）の規定による手続の経過

アドウェイズは、会社法第797条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定に基づき、2023年6月12日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるUNICORN及びIIHDの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、アドウェイズは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第797条第1項の規定による手続について、該当事項はありません。

- (3) 会社法第799条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換により、アドウェイズに移転したUNICORNの株式の数は146株、アドウェイズに移転したIIHDの株式の数は102株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

- (1) アドウェイズは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨をアドウェイズに通知したアドウェイズの株主はおりませんでした。

- (2) UNICORN及びIIHDは、会社法第783条第1項の規定により、2023年6月21日開催の各々の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

- (3) アドウェイズは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のUNICORNの株主（但し、アドウェイズを除く。）に対し、その保有するUNICORNの普通株式1株に対してアドウェイズの普通株式14,000株の割合をもってアドウェイズの自己株式を割当交付いたしました。なお、アドウェイズが割当交付したアドウェイズの普通株式の合計は2,044,000株です。
- (4) アドウェイズは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のIIHDの株主（但し、アドウェイズを除く。）に対し、その保有するIIHDの普通株式1株に対してアドウェイズの普通株式3,500株の割合をもってアドウェイズの自己株式を割当交付いたしました。なお、アドウェイズが割当交付したアドウェイズの普通株式の合計は357,000株です。
- (5) 本株式交換に伴い増加した、アドウェイズの資本金及び準備金は、以下のとおりです。
- ① 資 本 金：会社計算規則第39条に従い、アドウェイズが別途定める額
 - ② 資本準備金：会社計算規則第39条に従い、アドウェイズが別途定める額
 - ③ 利益準備金：0円

以上